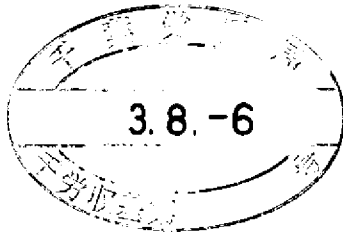




千夕協発第64号
令和3年8月6日

千葉労働局長 江原由明 様



一般社団法人千葉県タクシー協会
会長 金子 庄吉

異議申出書

令和3年8月5日付け千葉労働局一般公示第3-51号で千葉労働局長が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条の規定に基づき、下記のとおり異議の申し出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、千葉県最低賃金を、現行の時間額925円から28円引き上げて「時間額953円」とする意見であります。本意見は、タクシー事業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受け入れ難く誠に遺憾と言わざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは、事業の生産性が向上し、賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えており、今回の大幅な最低賃金額の引き上げに強く異議の申し出をするものであり、千葉県最低賃金の改正に当たっては慎重にご審議していただくことを強く求めるものであります。

【異議申出事由】

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であり、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、観光客の激減、各種イベントの中止、テレワークの進出、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が約4割減少するという甚大な被害を受けており、経営が危機的状況に陥り、事業の休止・廃止も余儀なくされてきている状況にあります。

特に多くのタクシー事業者においては歩合給という賃金制度を採用していることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況にあり、地域公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、タクシー事業者は雇用調整助成金等を最大限活用しながら運転者の雇用を維持継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続の要請を受けて日夜懸命の努力を続けております。

このような状況の中、本年8月5日に千葉地方最低賃金審議会が令和3年度の千葉県最低賃金の時給を28円引き上げるよう千葉労働局長に答申されましたが、もし最低賃金が答申どおり引き上げられれば、多くのタクシー事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

つきましては、貴職におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、千葉県最低賃金の改正に当たりましては、今年度の千葉県最低賃金額改定を見送るか、あるいは、猶予措置を設けていただくなどの措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

異議申出書

令和3年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間953円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1時間1,500円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは6月23日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給1,500円に改定するよう求めました。その主な理由は、①コロナ禍のもとで、感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場では、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金×1.15未満の最低賃金近傍で働いていること。②昨年改定された時間額925円では法定労働時間の場合、年収は180万円程度にしかならず年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）の状態であること。③物価上昇もあって実質賃金が下がり続ける中で、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化するとともに、労働者が一極集中することにより、密状態を作り出してしまおう状況にあることからでした。

また、8月2日に開催された審議会での意見陳述では、最低賃金に張り付く自治体非正規労働者の賃金や、貯金をすることもできず将来に不安を持って働いているという実態を訴えました。

今回の改正額では、低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と88円の格差が温存されるものとなり納得できるものではありません。

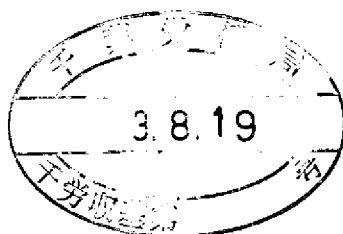
労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

以上のように、憲法第25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 3年 8月19日

申出者
住 所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター3F
氏 名 千葉県労働組合連合会 議長 本原康雄

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和3年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間953円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

最低賃金額は、1時間1,000円以上、もしくは東京と同額の1,041円へ引き上げ、早期に1,500円をめざし、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たち自治労連千葉県本部女性部は、県内の自治体に働く「非正規職員」「会計年度任用職員」の割合が4割近く占め、その8割が女性であること、働き続けることや生活に不安を感じていること等、8月2日の意見陳述で、最低賃金の水準で働く「会計年度任用職員」（非正規職員）の実態を伝えました。

このたび、千葉地方最低賃金審議会が出した953円では、年収ベースで200万に届かず、「人間らしい生活を送ることができない最低賃金」を脱する金額ではないことは明らかで、自治体に働く「会計年度任用職員」の生活改善につながるものではありません。

審議会において、「生計費に基づいた水準での議論」、「賃金の底上げ、内需拡大のための議論」がされたのか、甚だ疑問であり、労働者の生活実態や賃金水準の向上と雇用の安定においても、納得できるものではありません。

憲法25条や最低賃金法に照らしても不当な水準であり、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに1,000円以上、そして早急に1,500円以上に引き上げることが必要であることを改めて求めます。

以上、自治労連千葉県本部女性部として、異議を申し出るものです。

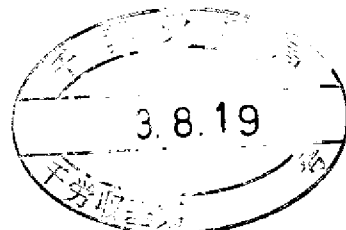
令和 3年 8月 19日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター2F

氏名 自治労連千葉県本部 女性部

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和3年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間953円とすることについて異議を申し立てます。全国一律かつ時給1500円に引き上げることを求めます。

異議の理由

私たちは、千葉県内における地域合同労組・ユニオンとして、全国の仲間とともに非正規労働者の待遇改善などに取り組んできました。現在の最低賃金の状況は、多くの労働者がワーキングプア（働く貧困層）とならざるをえません。最低賃金の低さは、貧困や格差、教育やキャリア形成など、労働者本人はもとより家族や次世代も含めた大きな社会問題を生み出しています。

最低賃金制度は、制度導入時から大きな役割を果たしてきましたが、近年の新自由主義的政策により雇用・賃金破壊が劇的に進行する中で、最低賃金制度は以前にも増して社会的・国際的にも注目され、その役割は重要となっています。

千葉県最低賃金審議会は、その役割を再確認し、千葉県最低賃金の大幅引き上げを行うと共に、最低賃金については全国一律かつ時給1500円とすることを当面の最低賃金政策とするように求めます。

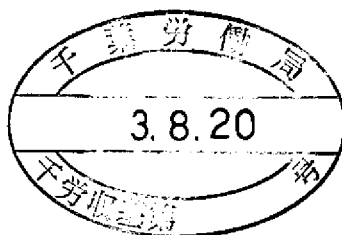
2021年8月20日

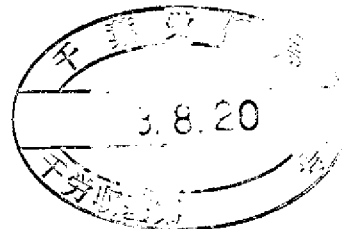
千葉市中央区要町2-8DC会館内

ちば合同労働組合

執行委員長 諸町豆柴

千葉労働局長 殿





異議申立書

令和3年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉県最賃審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

中央最賃審議会の目安額と同額である千葉県の最低賃金を1時間953円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

異議の理由

私たち、郵政産業労働者ユニオン浦安支部は、浦安郵便局(千葉県浦安市東野1-6-1)で働く労働者で組織しており、組合員のほとんど全員が最低賃金によって時給が決定する契約社員として働いております。
とりわけ内務では、深夜労働や、30キロの荷物を多く扱う小包の仕分けなど重労働に対しても最低賃金の端数を切り上げた金額に20円を加えた金額が基準額となっており、その賃金の安さと共に隣接する東京都との最低賃金の格差が問題となっており、その外務では、過去に要員不足によって3日の遅配が起こるなど業務にも影響が出ています。

私たち支部では、今年3月15日に対して「2021春闘に関する要求書」を使用者側に提出して、「かかる生計費や労働条件は浦安郵便局と東京都区部の郵便局の雇用労働者で違いがなく、最低賃金によって東京を下回る賃金とする合理性はありません。所属長加算等により東京都区部以上の賃金とすること。」を要求項目として求めたところ、「要求には応じられない。」と回答がありました。その理由は「最低賃金には生計費が反映されている」というものです。私たちは、「最低賃金は生計費だけで決定するものではない。」「生計費はそれほど違うものではなく、同一企業であって、労働環境も都区部と同じである」と反論しましたが、話し合いは平行線に対立整理となっております。

このように、全国で事業を展開する企業が、労働者の生計費と労働条件によってではなく、「最低賃金」を基準とした賃金制度の設計の中で、最低賃金の中に生計費が含まれていることを大義名分としていることは重要です。

中央審議会が全国一律の目安額を出しており、これまで広がってきた都県の時給格差を地方最賃審議会の意見により上積みして、東京に近づける努力が求められており、今回、島根県は4円、大分県・秋田県は2円の上積みを意見するなどの格差是正を行っていきまします。
しかしながら、千葉県においては、全く中央審議会の目安額通りであって最賃格差を是正しないというもので納得できるものではありません。

以上のことから、時給953円という金額は憲法25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時給額であり、東京都との格差を放置したままの今回の意見は全く不十分であることから、1041円以上とすることを求め、郵政産業労働者ユニオン浦安支部として異議を申し立てます。

令和3年8月20日

申立者

住所 千葉県浦安市東野1-6-1 浦安郵便局内

氏名 郵政産業労働者ユニオン浦安支部 支部長 山本侑輝

千葉労働局長 殿